

「監査役会規則（ひな型）」及び「監査委員会規則（ひな型）」 の訂正について

2022年8月1日

公益社団法人日本監査役協会

「監査役会規則（ひな型）」及び「監査委員会規則（ひな型）」（2021年7月13日公表）の一部に誤りが発見されましたので、下記のとおり訂正するとともに、対象ファイルを差し替えさせていただきました。ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、お詫びして訂正申し上げます。

監査役会規則（ひな型）（注12）

正	誤
<p>法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査役の全員の同意、株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意、及び取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすることへの監査役の全員の同意は、監査役会の決議を要しない（会社法第340条第2項、第425条第3項、第426条第2項、第427条第3項、第849条第3項、第849条の2）。ただし、本ひな型では、これらの重要性に鑑み、監査役会における協議を経て同意することができる旨規定している。</p>	<p>法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査役の全員の同意、株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び清算人並びにこれらの者の側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意、及び取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすることへの監査役の全員の同意は、監査役会の決議を要しない（会社法第340条第2項、第425条第3項、第426条第2項、第427条第3項、第849条第3項、第849条の2）。ただし、本ひな型では、これらの重要性に鑑み、監査役会における協議を経て同意することができる旨規定している。</p>

「監査委員会規則（ひな型）」第16条第1項第四号ロ

正	誤
<p>執行役又は取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告</p>	<p>取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告</p>

以上